

# 事務所通信

2010年11月号 No.65



(明星山と高浪の池)

## CONTENTS

- |               |    |                |    |
|---------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント      |    | ● 新潟県最低賃金      | P4 |
| ● …根っ子を育てる5カ条 | P1 | ● 税務Q&A        | P5 |
| ● 修繕費と資本的支出   | P2 | ● お知らせ おもしろ雑学  | P6 |
| ● 社会保険Q&A     | P3 | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

## 根っ子を育てる5カ条

10月のモーニングセミナーでは、平野健二さんのお話を聞きました。平野さんは茨城県で看板屋さんの社長さんをしている方です。演題は「はがきの力、女房殿の力」です。

平野さんはイエローハットの創業者である鍵山秀三郎さんと出会い大きく人生観が変わったんだそうです。それまでは会社を大きくしようと枝葉を伸ばし、幹を大きくしようと頑張ったのですが、**根を張る**ことの重要性に気がついたのです。木が大きくなればなるほど、風をたくさん受けますので倒れやすくなりますが、根がしっかり張っていれば簡単には倒れなくなります。すなわち、**根っこ以上の木は育たない**ということです。『中小企業と吹き出物は大きくなればなるほど潰れやすくなる』ということを知ることがありますが、しっかりと根を張っていればますます大きくなれるのです。平野さんは会社の**根っこを育てる**ために以下のことを決めました。

1. うそをつかない。
2. 手を抜かない。
3. クレーム最優先
4. お客様のいうことはなんでも聞く。
5. ハガキを書く。

などです。この中でもハガキを書くことでお客さまが増えました。名刺交換をしたり、感動をいただいた方にハガキを書いたのです。10年間で9700枚も書いたのですが、そのおかげで1年間に平均15件の新規のお客様の紹介をいただきました。普通は1件か2件です。私も最近はハガキを書く枚数が減ってきたのですが、これを機に頑張りたいと思います。ハガキを書くコツは、その場ですぐ書くことです。『ハガキの控え』もたくさん在庫にありますので、申しつけてください。

お話の2番目は女房殿の力についてということです。平野さんは倫理法人会の研修に行き、奥さんの結婚前の名前を書いてくださいと言われてきました。結婚する時、あなたの奥さんは**ふるさと**と**両親**と**名前**を捨ててあなたのもとに来たのだと教えられました。それから『女房の美点を100個』書きだすように言われました。なんとか100個は書けたそうですが、100個を書きだすのに3年半かかりました。でも夫婦の人間関係が良くなったのは想像に難くありません。今では給料日に従業員の美点を1個ずつ書いて渡しているそうです。私の場合、奥さんの美点100個はちょっと難しいですが、社員の給料袋に美点や感謝の言葉をひとつ入れて渡すことはパクレそうだった次第です。



# 修繕費と資本的支出

今年も残すところあと2ヶ月を切りました。個人で事業所得や不動産所得がある方にとっても決算を迎えるわけですが、貸付けや事業の用に供している資産について決算前に修繕を行なうかどうか考えられている方もいらっしゃると思います。

税務上では、修繕と違って支出した金額が資産に計上される場合がありますので注意が必要です。以下に修繕費とならないものの判定を記載しましたのでご確認下さい。

貸付けや事業の用に供している建物、建物附属設備、機械装置、車両運搬具、器具備品などの資産の修繕費で、通常の維持管理や修理のために支出されるものは必要経費になります。

しかし、一般に修繕費といわれるものでも資産の使用可能期間を延長させたり、資産の価額を増加させたりする部分の支出は資本的支出（資産計上）とされ、修繕費とは区別されます。このような修繕費と資本的支出の区別は、修繕や改良という名目によるのではなく、その実質によって判定します。

したがって、次のような支出は原則として資本的支出になります。

- 1 建物の避難階段の取付けなど、物理的に付け加えた部分の金額
- 2 用途変更のための模様替えなど、改造又は改装に直接要した金額
- 3 機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合で、その取替えの金額のうち通常の見取替えの金額を超える部分の金額

この資本的支出とされた金額は、事業所得や不動産所得の計算上、減価償却の方法により各年分の必要経費に算入します。

しかし、次に掲げる支出については、その支出を修繕費として所得金額の計算を確定申告すれば、その年分の必要経費に算入することができます。

- 1 おおむね3年以内の期間を周期として行われる修理、改良などであるとき、又は一つの修理、改良などの金額が20万円未満のとき。
- 2 一つの修理、改良などの金額のうち資本的支出か修繕費か不明の金額がある場合でその資産の前年末の取得価額のおおむね10%相当額以下であるとき、又は一つの修理、改良などの金額が60万円未満のとき。

(参考) 国税庁HP

不明な点や個別の相談等については、ぜひ当事務所へご連絡下さい。



< 堀 田 >

# 社会保険Q&A

<問>社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付時期はいつですか。

<答>

年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告するための「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を毎年11月上旬にお送りします（10月以降に、その年初めて国民年金保険料を納付された方は翌年2月上旬にお送りします）。

<問>10月1日以降に控除証明書の証明日欄にある「①納付済額」や「②見込額」以上に国民年金保険料を納めたときは、どのように申告すればいいのでしょうか。

<答>

12月31日までに納めていただいた保険料は、今年の申告（控除）の対象となりますので、控除証明書の①納付済額（②見込額がある場合は、合計額）に追加で納めた保険料額を合算して申告してください。申告の際は、11月にお送りした控除証明書と追加で納めていただいた保険料の領収証書申告書を添える必要があります。

なお、領収証書をなくされた方やインターネットバンキングを利用して納めていただいた方につきましては、控除証明書の証明日以降に納めていただいた保険料を反映させた控除証明書を再発行することが可能です。ご連絡をいただいてから、おおむね1週間程度で直近の納付実績に基づいた控除証明書をお送りいたします。

※2月発送の対象の方は、納付済額が確定していますので、見込額欄はありません。

<問>納め忘れがあったので納めたいが納付書が見あたらない。

<答>

お住まいの住所地を管轄する年金事務所で納付書を発行いたしますので、ご連絡をお願いします。なお、国民年金保険料は、納付期限から2年以内であれば納めることができます。（保険料の免除等の承認を受けている期間については、10年前の期間まで追納することができます。）

なお、12月31日までに納めていただいた保険料は、今年の申告（控除）の対象となります。

<問>家族（大学生の子供等）の国民年金保険料を納めたとき。

<答>

ご自身の社会保険料と合わせて申告してください。

配偶者やご家族の負担すべき国民年金保険料を納めたときは、納めた方がその保険料額を申告することができます。

参考：日本年金機構HP (<http://www.nenkingo.jp/index.html>) Q&A

< 田 中 >

## 新潟県 最低賃金

使用者も労働者も  
必ずチェック！

が改訂されました。

# 681<sup>時間額</sup>円

発効日：平成22年10月21日

最低賃金には2種類あります。

- ① 地域ごとに定められた「地域別最低賃金」  
各都道府県に1ずつ定められ、雇用形態にかかわらず全ての労働者に適用。
- ② 特定の産業について定めた「特定（産業別）最低賃金」  
特定の産業に従事する基幹的労働者の方が対象。  
①よりも最低賃金が高く設定されています。

### チェックポイント！！

- ・ ①と②が同時に適用となる場合は、高い方の最低賃金額以上を支払わなければなりません。
- ・ 対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。  
残業代やボーナスなどは対象外です。
- ・ 派遣労働者の最低賃金は、派遣元ではなく派遣先の最低賃金が適用されます。

## 新規に若年者の雇用を支援する助成金

が平成22年9月24日より施行されています。（H23年度まで）

### 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

<要件> H20年3月1日以降 の新規学卒者で、  
同一の事業主の下で正規雇用され引き続き1年以上  
雇用保険被保険者であった期間がない者（40才未満）

- 月額10万円（3か月上限）
- 正規雇用後3か月経過後に50万円

### 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金

<要件>  
同左。ただし、大学生等に限る

- 正規雇用後6か月経過後に100万円  
（1事業所当たり1回限り）

詳しくはハローワークでご確認下さい

< 広 川 >

## ■ これって給与ですか？

**Q1** 決算時期となり、ほぼ毎日残業をしています。その際従業員に、夜食を支給しています。残業食事代は、給与課税となりますか？

**A** 残業又は宿日直を行うときに支給する食事代は、給与として課税されません。

**Q2** 飲食店です。毎日昼食の賄いを従業員に提供しています。給与課税となりますか？

**A** 業務時間内に、役員や使用人に支給する食事代は、次の2つの要件をどちらも満たしていれば、給与として課税されません。

(1) 役員や使用人が食事の価格の半分以上を負担していること。

(2) 次の金額が1ヵ月当たり 3,500 円（税抜）以下であること。

（ 食事の価格 － 役員や使用人が負担している金額 ）

上記の要件を満たしていなければ、食事の価格から役員や使用人の負担している金額を差し引いた金額が給与として課税されます。

### ■ ここでいう食事の価格とは？

- ・お弁当や、出前などを支給している場合には、業者に支払う金額
- ・会社が作った食事を支給している場合には、食事の材料費等作るために直接かかった費用の合計額

**Q3** 業務上、バスの送迎が必要となり従業員に大型免許を取得してもらいました。その費用を会社で払いましたが、給与課税されますか？

**A** 業務上の必要に基づき、役員又は使用人に直接必要な技術や知識を習得させたり、免許や資格を取得させるための費用として適正なものに限り、給与として課税されません。

## 研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
11月12日(金) 午後1時00分 ～ 午後4時00分	日本政策金融公庫 融資相談会	加藤森理士事務所	日本政策金融公庫 高田支店	—
11月25日(木) 午後6時30分～	テルモ経営研究会 TKC経営革新セミナー2010 社長の行動が未来を変える!	加藤森理士事務所	税理士 加藤輝守	無料

※都合により、上記「テルモ経営研究会」の日程がと変更となりました。お詫びして訂正いたします。

### お客様をご紹介下さい!!

ご友人やお知り合いの方で、**税務・会計**でお困りの方、**企業経営**について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介下さい。



### 会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

### ～ おもしろ雑学 ～ あなたまかせ

「あなたまかせ」という言葉の「あなた」は、人間のことを指すのではなく、阿彌陀如来のことなのである。浄土宗という「あなたまかせ」とは、すべてを阿彌陀如来におまかせし来世で極楽浄土に生まれ変わることを願うことだった。つまり、すべてを阿彌陀如来に頼るという「他力本願」のことだったのである。



教育マガジン「おもしろ雑学集」より (担当: 村井)



# 休日カレンダー



11月（霜月）November

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3 文化の日	4	5	6 村井・原
7	8	9	10	11	12 融資相談会	13 伊藤・堀田
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23 勤労感謝の日	24	25 テルモ経営研究会	26	27 倉又・田中
28	29	30				

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
  - ・ 土曜日も元気に営業しています。
- (名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

## 11月の税務

- 11月10日 平成22年10月分源泉所得税・住民税の納付
- 11月15日 所得税予定納税額の減額申請
- 11月30日 平成22年9月決算法人の法人税等・消費税確定申告  
平成23年3月決算法人の法人税等中間申告  
平成23年3月決算法人の消費税中間申告  
平成23年6月・3月・平成22年12月決算法人の消費税中間申告



### あとがき

最近、絶好の行楽日和ですね。  
私は週末になるとパワースポット巡りをしています。紅葉のきれいな時期になり、パワーを感じつつ、紅葉狩りも一緒に楽しんでいます。  
日々の疲れを癒し『また月曜日から頑張ろう』と思える活力が湧いてきます。もらってきたパワーを仕事でガンガン発揮していこうと思います。

< 丸田 >